

件名	愛媛県手数料条例の一部を改正する条例																	
主管課	建築住宅課																	
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成18年5月31日公布、平成19年11月30日施行)</li> <li>・都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成19年3月31日公布)</li> </ul>																	
<p>【改正の概要】</p> <p>法改正等に伴う手数料の新設等(建築基準法関係)</p> <p>1 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>用途地域の指定のない区域における建築等の許可の申請手数料</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>再開発等促進区等の区域における建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料</td> <td>27,000円</td> </tr> </table> <p>2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設</li> </ul> <table border="1"> <tr> <td>特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定手数料</td> <td>27,000円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律の条項ずれに伴う規定整備</li> </ul> <p>3 手数料の追加</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>建築物の前面道路、建築物の壁面線又は建築物の壁面の位置に係る認定申請手数料</td> <td>27,000円</td> </tr> </table> <p>新設手数料の金額・・・すべて既設の類似の許可又は認定の金額と同額</p>			用途地域の指定のない区域における建築等の許可の申請手数料	180,000円	再開発等促進区等の区域における建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円	特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定手数料	27,000円	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	160,000円	都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料	160,000円	特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円	特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円	建築物の前面道路、建築物の壁面線又は建築物の壁面の位置に係る認定申請手数料	27,000円
用途地域の指定のない区域における建築等の許可の申請手数料	180,000円																	
再開発等促進区等の区域における建築物の用途地域等における建築に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円																	
特定建築物地区整備計画等の区域における建築物の容積率の特例認定手数料	27,000円																	
建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	160,000円																	
都市再生特別地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料	160,000円																	
特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円																	
特定防災街区整備地区における建築物の間口率、高さ又は構造に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	160,000円																	
建築物の前面道路、建築物の壁面線又は建築物の壁面の位置に係る認定申請手数料	27,000円																	
施行日	<p>1は、平成19年11月30日</p> <p>2は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日</p> <p>3は、公布の日</p>																	